

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会委員名簿

(任期：令和 8 年 6 月 26 日～令和 10 年 6 月 25 日)

(敬称略)

職 名	氏 名
千葉大学病院 次世代医療構想センター 特任教授	むら まつ けい じ 村 松 圭 司
聖和会クリニック 顧問	さだ やす たか お 貞 安 孝 夫
北九州市立医療センター 顧問	なか の とおる 中 野 徹
公益社団法人 福岡県看護協会 福岡県ナースセンター ナースセンター長	やま ぐち み わ 山 口 美 和
吉野任公認会計士事務所 公認会計士	よし の まこと 吉 野 任
芦屋町国民健康保険運営協議会 会長	ほん だ ひろし 本 田 浩

令和7事業年度における業務実績報告書意見一覧

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携強化

(1) 地域医療への貢献【重点項目】

法人	委員	意 見
IV IV	IV	・地域ニーズに応じた診療体制を計画どおり確保したためIVと評価する。
	IV	・病院規模に比べ多岐にわたり病院機能を充実させており評価に値する。
	IV	・保有する137病床の稼働率は89%を超え、有効に利用されている。従前より評価の高い内視鏡的治療を行う消化器内科の他、高齢者医療に特に重要な総合診療科、呼吸器内科、整形外科、循環器内科、泌尿器科が地域医療を支えている。口腔ケアの活動も継続して積極的に行われている。
	IV	・複数の疾患を有する高齢者だけではなく、スポーツ外傷や早期がん、人工関節手術などチーム医療が円滑に行われ、住民のニーズに対応した医療サービスが提供されている。
	IV	・住民の医療ニーズに対応していると考え、評価をIVとする。
	IV	・地域完結を目指した質の高い診療体制を継続していることで評価は妥当と考える。

(2) 在宅医療の推進【重点項目】

法人	委員	意 見
III III	IV	・訪問看護は計画を下回ったものの、訪問診療は74件、訪問リハビリは3,000件、通所リハビリは717件、退院支援カンファレンスは784回、それぞれ計画を上回った。5指標中4指標の達成状況から、総合的に計画以上としてIVと評価する。
	III	・訪問看護件数については計画の過大さが問題で、IVの評価が妥当と考えるが、計画数値作成の再考を指摘するためあえてIIIとした。
	IV	・訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、退院支援カンファいずれも増加しておりIVとした。訪問看護件数のみ令和7年度計画数に達していないが、訪問看護師を補充するなど増加のための努力を評価する。
	IV	・人員の補充により、訪問診療、訪問看護の件数は順調に増加している。また、訪問リハビリは計画を3,000件以上回って素晴らしい結果である。
	IV	・訪問リハビリテーションに関して利用件数が増加したこともあり、IVとして評価を行った。
	IV	・訪問診療件数は計画を大きく上回っている。一方で、訪問看護件数は計画を達成できていないものの実件数では大きく件数を伸ばしている。このことからワンランクアップの評価とする。

(3) 地域医療連携の強化【重点項目】

法人	委員	意 見
IV IV	IV	・後方支援と地域連携を計画以上に実施しておりIVと評価する。
	IV	・地域医療を支える現場の立場としては妥当な評価。
	IV	・137病床で5,000件を超す退院支援カンファレンス数は、ほぼ全退院患者さんにカンファが行われていると思われる、在宅に向け努力している。しかしながら、令和7年実績の在院日数25日を令和7年度目標と令和5年度実績の在院日数23日とし、空床を確保、基幹病院からの転院受け入れを断らない体制構築を望む。
	IV	・計画の目標件数には到達しているが、前年度と比較すると77件減少しているため、前年度の病床稼働率の比較もできればよいと思う。
	IV	・受入件数は前年より下回ったが、計画件数を上回っていることからIVと評価する。
	IV	・基幹病院からの転入院受入件数が225件と計画を77件上回っている。さらに令和7年度は病床稼働率が高く、下回った理由が病床が埋まっていたことから基幹病院からの転院を積極的に受け入れられなかった事が大きな要因となっていることでこの評価で良いと考える。

(4) 救急医療への取組

法人	委員	意 見
III III	III	・計画を下回る面はあるが支障となる水準ではなくIIIと評価する。
	III	・現在の病院規模ではIIIの評価に落ち着くのはやむを得ない。
	III	・救急患者受入数は減少しているが、対応可能な疾患、空床状態などで患者の受け入れは適切に行われ、高次救急病院との連携がとれている。救急車応需率の記載をお願いしたい。
	III	・救急患者については、救急搬送依頼に対する応需率を評価の指標とされるとよいと思う。
	III	・連携は図られていると考えられる。
	IV	・救急車による患者受け入れ数が前年度を下回った理由は一部では満床であったことが要因と評価させている。このことは受け入れの意思があっても現状の病床が満床で対応できなかったことが理由であるならば十分に評価されるものとする。近隣の基幹病院や地域の介護施設等との連携が取れており救急医療体制が出来ていると評価できる。

令和7事業年度における業務実績報告書意見一覧

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力【重点項目】

法人	委員	意 見
Ⅲ Ⅲ	Ⅲ	・計画を下回る面はあるが支障となる水準ではなくⅢと評価する。
	Ⅲ	・コロナ禍が終息した現状では妥当は判定。
	Ⅲ	・ICTが中心となり新興感染症にも備える体制ができている。災害訓練、避難訓練とも定期的実施され院内全体で災害に備える意識の醸成に努めている。
	Ⅲ	・定期的に訓練を実施されている。
	Ⅲ	・連携体制はとられていることから記載の評価とする。
	Ⅳ	・避難訓練は実地訓練を2回実施され、災害訓練として定期停電検査時に策定されたBCPを基にして停電時の手順を実際に確認されている。さらに、備蓄物品については、消費期限を確認され常に活用できる状態を維持されている。この常に活用できる状態が非常に大切な事であると考え。このローリングストックをされている事は評価される。

(6) 予防医療の強化

法人	委員	意 見
Ⅴ	Ⅴ	・計画を大幅に上回る成果としてⅤと評価する。
	Ⅴ	・計画との比較からすれば妥当な評価。
	Ⅴ	・企業健診、特定保健指導件数は増加し、前年同様に特定健診、がん検診も適切に実施され評価は前年同様とした。行政と連携して町民のがん検診、特定健診受診率を示し、町民公開講座などで町民への啓蒙を行い未受診者の掘り起こしで受診率の向上を期待する。
	Ⅴ	・利用者の利便性を第一に考えられており、件数も増加している。
	Ⅴ	・計画、実績ともに上回っていることから記載の評価とする。
	Ⅴ	・週5回の健康維持等のため、町と連携・協力し、特定健診や多様ながん検診や骨密度検査を実施され、個別健診にも対応されている。さらに、がん検診、特定健診のみで申し込んだ方に、当日受付で特定健診やがん検診の追加を可能としていることが病気の未然防止に繋がることが前年比の伸びや計画を上回ることであったと評価できる。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・関係機関連携と介護予防を積極的に実施しており、Ⅳと評価する。
	Ⅳ	・地域包括ケアシステムへの積極的な取り組みは今後の病院の将来を担保する取り組みとして継続を期待したい。
	Ⅳ	・地域包括ケアの推進に中心的な役割を果たしている。介護予防事業、認知症地域支援にスタッフを派遣し指導を行っている。
	Ⅳ	・職員が在宅支援病院としての意識を持ち積極的に活動されている。
	Ⅳ	・関係機関との連携は図られているため、記載の評価とする。
	Ⅳ	・地域住民への包括ケアが継続的かつ一体的に提供されている事でこの評価とする。

第1-2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・医療安全・感染研修の受講率100%を達成や、ICT月例会議等継続しており、充実した活動を実施しているためⅣと評価する。
	Ⅳ	・インシデント報告数が増えてきていることは意識の高まりとしてむしろ評価してよいと思う。
	Ⅳ	・インシデント報告に対する職員の意識は向上している。レベル4以上のアクシデントを認めず、また、感染予防対策として加算2を取得し、加算1の基幹施設である産業医大、市立八幡の院内ラウンドを受け対策を院内全体で更新している。評価Ⅳとした。職種別インシデント・アクシデント報告を望む。
	Ⅳ	・インシデント報告数は増加しており、特にゼロレベルの件数が最も多いことは、報告する文化が醸成されていると判断できる。職種別の報告数の推移をみていけると更によいと思う。
	Ⅳ	・報告も適切に行われており、取り組みについて問題はないと考える。
	Ⅳ	・受講率が医療安全、感染共に100%達成は素晴らしい。

令和7事業年度における業務実績報告書意見一覧

(2) 医療従事者の確保【重点項目】

法人	委員	意 見
Ⅲ Ⅲ	Ⅲ	・一部未達だが支障となる水準ではなくⅢと評価する。
	Ⅲ	・医師確保が困難な中、良く努力されていると思う。
	Ⅲ	・常勤医師の確保に向け積極的な努力がなされ、結果を出している。看護師、コメディカルの採用も計画的かつ適切に行われ、特に採用が困難となっている薬剤師の確保が行われた。年度計画にある認定看護師の育成・確保が進めばⅣでもよいと思われる。
	Ⅲ	・様々な方法で職員の確保について努力をされている。
	Ⅲ	・人員不足に対する取り組みは行われていることから、記載の評価とする。
	Ⅳ	・R6年度より策定された新たな人事制度が、R7年度は定着し働きがいのある職場環境を造っている正当な評価が背景となり、特に医師の多面評価の導入は評価が出来る。さらに職員の働くモチベーションの向上へと繋がっている事が高評価となる。

(3) 計画的な医療機器等の整備

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・計画的な医療機器整備を実施しておりⅣと評価する。
	Ⅳ	・計画的な機器購入は医療収支に直結するため、現状の対応は評価できる。
	Ⅳ	・医療機器の更新は十分に検討し計画的に行われている。価格交渉にあたりベンチマークを行った上での購入が必要。国のDX推進に対する補助金を確保していただきたい。
	Ⅳ	・公平性・透明性を持って適正に管理されている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・医療機器の購入に際し備品検討委員会を開催の上再度検討を重ねて慎重審議の上購入機器を決定している事は評価出来る。

(4) 第三者評価機関による評価

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・ISO9001更新審査を不適合なしで更新し、内部監査も不適合0件であった。3か月ごとの自己評価・改善計画によるPDCAを継続しており、Ⅳと評価する。
	Ⅳ	・内部監査で不適合0は評価したい。無駄な書類作成がないよう省力化することも大事ではないかと感じた。
	Ⅴ	・内部審査体制が構築され適切に機能している。特に3か月ごとの自己評価、改善計画、PDCAサイクル活用が定着、外部審査でも不適合数0が継続している。評価Ⅴとした。
	Ⅴ	・院内各所でPDCAサイクルを回す文化が根付いていると思う。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・品質目標を全部署で閲覧し、水平展開している事が組織の力となっていると考えこの評価で良いと考える。

第1-3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・手術・検査・治療の事前説明と同意書整備、術前訪問を継続し、褥瘡・栄養・感染・安全等の多職種チームで対応した。患者中心の医療を計画どおり提供したためⅣと評価する。
	Ⅳ	・病院への評価が直接反映される分野なので現状のチーム対応をさらにブラッシュアップすることを期待したい。
	Ⅳ	・同意書の標準化により治療に伴うリスク等への理解が患者さん、ご家族に進み、院内スタッフとも共有される。医療訴訟の回避にも繋がりが今後も更新・充実に努める必要がある。
	Ⅳ	・適切に対応されていると思う。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・患者や家族とコミュニケーションを十分とっている事が評価できる。

令和7事業年度における業務実績報告書意見一覧

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

法人	委員	意 見
Ⅲ	Ⅲ	・全体として未達だが支障となる水準ではなくⅢと評価する。
	Ⅳ	・病院の本来の機能として入院満足度が高いことを評価すべきで、外来満足度が少し下がったことをもってⅢとするのは不適当。もともと計画が高すぎる数値だったので外来満足度も十分評価されていると判断すべきでは。
	Ⅲ	・患者満足度調査結果、点数ではほぼ前年同様の結果ではあるが、ご意見には可能な限り病院全体で真摯に対応する姿勢が見られる。
	Ⅲ	・ホームページ上の患者満足度調査結果がR6年度までの掲載になっているため、早めにR7年度の結果を掲載し公開されることを希望する。
	Ⅲ	・満足度調査の数値は計画を下回っているが、数値としては十分であり問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅲ	・スタッフが待合スペースをラウンドすることで患者サービスの見える化が向上し環境整備が評価できる。

(3) 総合相談窓口業務の充実

法人	委員	意 見
Ⅲ	Ⅲ	・相談機能に支障はなく、未達だが問題とにならない水準としてⅢと評価する。
	Ⅲ	・この項目は概ね数値で評価されるのでやむを得ない判断か。
	Ⅲ	・相談業務は適正な人員で適切に行われている。
	Ⅳ	・総合相談窓口として苦情等もなく対応されているため、十分に相談機能を果たされていると思う。件数は減少しているが、質的には向上していると思う。
	Ⅲ	・相談件数は減少したが、取り組みに問題はないため記載の評価とする。
	Ⅲ	・相談件数は地域住民が抱える問題をフィードバックすることで効果的に減少したと考えられる。さらに安心のサービス向上に期待を込めてこの評価とする。

(4) 地域住民への医療情報の提供

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・情報提供を計画どおり進めたためⅣと評価する。
	Ⅳ	・各種取り組みで努力されていることは町民にもよく知られているように思う。
	Ⅳ	・町内にとどまらず、地域に広報の場を広げており評価できる。今後は町と連携し町民公開講座などで啓蒙を行い、がん検診、特定健診の受診率の向上、掘り起こしに期待する。
	Ⅳ	・適切に住民へのサービスが実施されている。
	Ⅳ	・実施している取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・病院発信の情報が病気や怪我の予防に繋がり、充実した広報誌も地域に貢献しており芦屋町にあって良かった病院となっている。

第1-4 法令遵守と情報公開

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・法令遵守と情報開示を計画どおり実施したためⅣと評価する。
	Ⅳ	・妥当な評価。
	Ⅳ	・個人情報保護法が遵守されている。新人スタッフを含め全職員へ個人情報保護法遵守に向けた講習会の定期開催が必要。
	Ⅳ	・適切に対応されている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考える。
	Ⅳ	・関係法令を遵守し適切な情報提供を行っている事が評価できる。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・意思決定とPDCAを計画どおり運用したためⅣと評価する。
	Ⅳ	・各種会議が効率的に行われていると拝察する。
	Ⅳ	・病院運営にすべての職種、年齢層が情報、意思の共有を行い取り組む体制が維持、強化されている。
	Ⅳ	・職員が一丸となって病院運営を行うための仕組み作りがされており、情報の透明性を図られている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・定期的に行われる会議が業務改善等に貢献している、また役職別の階層ごとの会議の充実が評価できる。

令和7事業年度における業務実績報告書意見一覧

第2-2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

法人	委員	意 見
IV	IV	・働き方改革への対応を計画どおり実施したためIVと評価する。
	IV	・医師の働き方改革では職務上困難を伴う中努力されている。
	IV	・適切な労働時間管理ができており評価IVとした。職種別の時間外労働時間と年休取得日数を示していただければ評価がしやすい。
	IV	・適切に対応されている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・新人事制度の効果が定着したことが評価できる。

(2) 人事考課制度の適切な運用

法人	委員	意 見
IV	IV	・人事考課を計画どおり運用したためIVと評価する。
	IV	・医師の多面評価を結果に反映させるのは困難だったと思うが、今後のモチベーション向上に期待したい。
	IV	・モチベーション向上のため、自己振り返りを促し、改善を応援するよう人事評価が工夫されている。
	IV	・適切に対応されている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・評価者の評価にばらつきがないことを確認し、その結果職員のモチベーションの向上に繋がっている事が評価できる。

(3) 予算の弾力化

法人	委員	意 見
IV	IV	・予算を弾力的に運用したためIVと評価する。
	IV	・妥当な評価と思う。
	IV	・補助金申請漏れ無く、物価高騰にも柔軟に対応し、高額機器購入も計画的に行われている。適正価格か、ベンチマークなどによるしっかりとした価格交渉を期待する。
	IV	・適切に対応されている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・十分な費用対効果・患者サービスが考慮された予算執行となっている事が評価できる。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

法人	委員	意 見
III	III	・未達だが支障となる水準ではないためIIIと評価する。
	III	・医師の確保は今後も困難を伴うと思うが引き続き継続的な努力が必要。
	III	・医師確保に努力され増員となったが年度計画21人には未達。薬剤師含めパラメディカルの採用は適正に行われている。看護師は不足気味ではあるが離職は少ない。総合的に評価はIIIとした。今後、看護師の離職率の表記をお願いする。
	III	・各職種の採用を柔軟に実施され、必要人数を満たすことができている。今後、専門職としての自己研鑽を重ね専門性が発揮されることを期待する。
	III	・不足状態とはなっているようだが、増加をしており記載の評価とする。
	III	・人数配置が若干不足している中での運営管理体制の強化を努めたことは評価できる。一方で適切な職員配置には課題を残しているのではこの評価とする。

(5) 研修制度の推進

法人	委員	意 見
IV	IV	・研修制度を計画どおり推進したためIVと評価する。
	IV	・動画での研修は今の時代にマッチしており、引き続き負担のない研修の継続を期待する。
	IV	・職員研修は適切に行われている。学会・研究会発表も積極的に行われ、院内に学会内容の情報発信がなされている。年度計画にある認定看護師や特定行為等資格取得に向け、病院全体のバックアップ体制整備が必要。
	IV	・計画的に実施されている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・新たに芦屋中央病院職員となり同じオリエンテーションに参加する事は職員として必要なことを学ぶ場となっている。また、院内学習会のZOOMハイブリッド開催は評価できる。

令和7事業年度における業務実績報告書意見一覧

第3 財政内容の改善に関する事項

1 接続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

法人	委員	意見
IV	IV	・ 医業収支比率等に未達はあるが、総合的に計画以上としてIVと評価する。
	IV	・ 妥当な評価。
	V	・ 増患による医業収益の増加に加え適正な補助金繰り入れにより、経常費用の増加をカバーし、黒字経営を維持、健全な経営が継続している。前年に続き評価Vとした。
	IV	・ 安定した経営が維持できている。
	IV	・ 経済状況の厳しい折りに、増収を果たし、一定の基準に収めていることから記載の評価に問題はないと考える。
	V	・ 十分な健全経営を持続されている事からV評価とした。

(2) 収入の確保

法人	委員	意見
IV	IV	・ 外来単価は未達だが、総合的に計画以上としてIVと評価する。
	IV	・ 計画のほとんどの数値を上回っており評価は妥当。
	IV	・ 入院、外来共に地域の医療ニーズに対応した医療サービスが提供されている。病床利用率が上がり、基幹病院等からの受け入れ不能例の増加が危惧される。訪問看護等の充実で退院促進し、年度計画に近い在院日数での空床確保、ベッドコントロールを期待する。
	V	・ 病床利用率の向上、外来患者数の増加等、職員が地域の医療ニーズに対応した結果増収となっており、医療経営が難しい中、大変すばらしいと思う。
	IV	・ 継続的な取り組みにより増収を果たし、問題はないと考える。
	V	・ 損益分岐点と言われている病床利用率80%を大きく超え、更に計画を2.2ポイント上回っている。外来患者についても計画を大きく上回り評価される。

(3) 支出の節減

法人	委員	意見
IV	IV	・ 総合的に計画以上としてIVと評価する。
	IV	・ 経常収支の黒字継続は努力の集約として評価したい。
	IV	・ 入外患者さんは増加しており、職員増員とそれに伴う人件費率の増加は致し方ないところ、適正な採用がなされている。今後医療Dxの推進による職員採用の効率化を期待する。ジェネリック品目採用率も年々上昇し、地域支援医薬品対応体制加算1が算定できる90%も可能と思われる。
	IV	・ タスクシフトのために職員を大幅に増員されているため、タスクシフトの実施状況も確認していけるとよいと思う。
	IV	・ 費用の節減・合理化への取組は適切に行われていると考えられるため、記載の評価とする。
	IV	・ 医薬品及び診療材料等について、一品目ごとに見積競争や価格交渉を行っている事、後発医薬品の使用割合も上昇している事は評価できる。

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書意見一覧

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携強化

(1) 地域医療への貢献【重点項目】

法人	委員	意 見
IV IV	IV	・地域の多様な医療ニーズに対応しており、目標どおりの達成が見込まれるためIVと評価する。
	IV	・芦屋町の地域包括ケアシステムの中核として十分にその役割を果たしている。
	IV	・中期計画期間中、病床利用率も増加、地域医療に不可欠な中核病院としてさらに周辺地域にも認知され、基幹病院との連携も良好な運営が見込まれる。
	IV	・住民のニーズに対応することを使命として医療が展開されている。また、歯科診療所の協力も得て口腔ケアの充実に取り組まれていることも高齢者のケアには重要な視点である。
	IV	・地域完結を目指した質の高い診療体制を継続的に行われていると考え、記載の評価とする。
	IV	・地域の高齢者の芦屋中央病院受診者の声をお聞きしている。人口13,000名弱の自治体の病院として137床があり、複数の診療科目があることは地域住民の医療ニーズに大きな安心感となっている、とお聞きしているためこの評価とした。

(2) 在宅医療の推進【重点項目】

法人	委員	意 見
IV IV	IV	・令和8年度見込みでは、訪問診療、訪問看護、訪問・通所リハビリ、退院支援カンファレンスの全5指標が計画以上であり、目標以上の達成が見込まれるためIVと評価する。
	IV	・近年の在宅医療への取り組みは地域でもよく知られるようになっており、R8年度の実績は計画を上回ることは間違いないと思う。
	IV	・訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、退院支援カンファいずれも増加している。訪問看護件数のみ令和7年度計画数に達していないが、訪問看護師の増員が見込まれ、「地域包括ケアセンター」の整備でさらに在宅支援の充実が見込まれる。
	IV	・サービス提供件数がすべてにおいて目標を上回っている。今後は質の評価をされることを期待する。
	IV	・件数に関しては全体として安定的に確保されていることで、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担っていると考え。
	IV	・地方で医療崩壊が始まっている中で総合的なサービス提供機能を維持し、在宅医療の充実・強化を図っている事は評価できる。

(3) 地域医療連携の強化【重点項目】

法人	委員	意 見
IV IV	IV	・目標以上の達成が見込まれるためIVと評価する。
	IV	・地域医療連携室は地域医療機関と良好な関係を維持しており、実績の向上に寄与している。
	IV	・今後も在宅や介護施設への退院支援に向け適切で継続した対応が見込まれる。しかしながら、令和7年実績の在院日数25日を、令和5年度実績と令和8年度目標の23日を実現し、空床を確保、基幹病院からの転院受け入れをなるべく断らないようにお願いしたい。このためには、訪問看護を中心に在宅支援など後方支援の充実が必要。
	IV	・病病連携、病診連携との連携をとり可能な限りの対応がされている。
	IV	・計画期間において件数増加しており、取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・病床稼働率の高さが信頼されている病院の証となっている。転入院受け入れの関係では空き病床が不足するために受け入れできなかったことは要因ではあるけれど、課題とは考えられないのでこの評価とする。

(4) 救急医療への取組

法人	委員	意 見
III III	III	・救急・時間外患者の受入件数は減少しているが、高次救急との機能分化や介護施設からの受入れは維持されている。目標を下回るものの支障のない水準と見込まれるためIIIと評価する。
	III	・現在の病院規模ではIIIの評価に落ち着くのはやむを得ない。
	III	・今後も医療機関の機能分化が進み救急患者受入数の減少が見込まれるが、対応可能な疾患、空床状態などで患者の受け入れは適切に行われ、高次救急病院との適切な連携が見込まれる。
	III	・救急診療については、応需率の推移を確認されるとよいと思う。
	III	・連携に関する取り組みが確立されており、評価に問題はないと考える。
	IV	・地域の介護施設等の患者受け入れは十分に出来ている事で地域の緊急告示病院としての役割は発揮できていることからワンランクアップの評価が出来る。

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書意見一覧

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力【重点項目】

法人	委員	意 見
Ⅲ Ⅲ	Ⅳ	・BCP策定後に停電時手順を実地確認し、年2回の避難訓練、3日分の備蓄、ICT活動及び医師会との連携も継続している。災害・感染症対応体制は目標どおり整備されたためⅣと評価する。
	Ⅲ	・コロナ禍が終息した現状では妥当は判定。
	Ⅲ	・産業医大や市立八幡病院など感染症重点医療機関との連携と院内ICTが中心となり新興感染症にも備える体制が継続される。災害訓練、避難訓練とも定期的に実施され院内全体で災害に備える意識の醸成に努めている。
	Ⅲ	・定期的に訓練が実施されている。実際の災害を想定し備えていただきたい。
	Ⅲ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・災害発生時を想定された避難訓練としての実地訓練やR6年度に策定されたBCPに対しての停電時手順を実際に確認され、備蓄食品の通年管理を行う事での災害発生時のリスク回避であったり医師会との連携等は評価できる。

(6) 予防医療の強化

法人	委員	意 見
Ⅴ	Ⅴ	・目標を大幅に上回る達成が見込まれるためⅤと評価する。
	Ⅴ	・計画との比較からすれば妥当な評価。
	Ⅴ	・企業健診、特定保健指導件数は増加し、特定健診、がん検診も適切に実施している。行政と連携して町民のがん検診、特定健診受診率を示し、町民公開講座などで町民へのがん検診の重要性を啓蒙し、未受診者の掘り起こしで受診率の向上への期待を込めて評価Ⅴとした。
	Ⅴ	・利用者の利便性を考慮し、柔軟に対応されていることが件数増加の成果に繋がっている。また、企業健診の獲得にも努力され、成果に繋がっている。
	Ⅴ	・取組により健診件数も増加していることから取組は充実していると考えられるため、記載の評価とする。
	Ⅴ	・町民の健康維持・増進のため町と連携して、週5回の特定健診の実施は素晴らしい。この評価に値すると思う。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・町の地域包括ケア会議等への職員派遣に加え、公民館へのリハビリ職派遣を多数実施し、認知症支援にも参画しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・地域包括ケアセンターとしての体制強化は今後の病院の発展の基盤になると思う。
	Ⅳ	・地域包括ケア業務をセンター化し、町民に必要なケアが効率的に果たされることが見込まれる。介護予防事業、認知症地域支援にスタッフの積極的な派遣指導も予定され、評価Ⅳとした。
	Ⅳ	・地域の関係機関と積極的に連携をとり在宅ケアの支援が実施されている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え記載の評価とする。
	Ⅳ	・切れ目ない患者支援センターの活用は地域住民に安心感を与えてくれる。また、公民館への出張講義や自主訓練は病院を身近に感じることが出来る。その効果は受診へのハードルを下げ早めに受診に繋がるのではないかと考えるから評価できる。

第1-2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・医療安全・感染研修を各2回実施し受講率100%を達成したほか、ICT会議や定期ラウンドも継続しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・コロナ禍を経て管理体制がレベルアップしている。
	Ⅳ	・医療安全、感染対策に対する職員の意識は継続して向上している。重篤なアクシデントを認め無いことが見込まれ、また、今後も感染予防対策として積極的なICTの活動と共に、基幹施設である産業医大、市立八幡の院内ラウンドを受け対策を院内全体で共有する。評価Ⅳとした。
	Ⅳ	・適切に取り組まれている。
	Ⅳ	・報告数も増加し、情報の収集・分析の仕組みに問題はないと考えられ、記載の評価とする。
	Ⅳ	・インシデントの報告数が伸びている事は安全に関心が高い結果と考える。大きな事故になる前の初期段階で原因を見つけリスク排除が出来ている事は評価できる。

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書意見一覧

(2) 医療従事者の確保【重点項目】

法人	委員	意 見
Ⅲ Ⅲ	Ⅲ	・目標未達ながら支障のない水準としてⅢと評価する。
	Ⅲ	・医師確保が困難な中、良く努力されていると思う。
	Ⅲ	・常勤医師の確保に向け積極的な働きかけが継続して行われ、中期計画の医師数に近くなってくる。不足気味の看護師やコメディカルの採用も計画的かつ適切に行われることが見込まれる。年度計画にある認定看護師の育成・確保が進めばⅣでもよいと思われる。
	Ⅲ	・人材確保のための様々な取り組みと定着するための仕組み作りがされている。
	Ⅲ	・令和6年度に減少したが、令和7年度に確保をすることができたことから期間としては記載の評価とする。
	Ⅳ	・R6年度より新たな人事制度を策定され、特に医師についての多面評価は等身大の評価が反映され処遇の向上に繋がることで働き甲斐となり優秀な医師の育成に繋がると考える。このことを含めて総合的な人材確保や育成が評価できる。

(3) 計画的な医療機器等の整備

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・更新計画、部門ヒアリング及び備品検討委員会による選定を経て、各年度に診療上必要な機器を計画的に更新・導入しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・計画通り実施できている。
	Ⅳ	・医療機器の購入更新は十分に検討し計画的に行われている。価格交渉にあたりベンチマークを行った上での検討が必要。国のDX推進に対する補助金を確保していただきたい。
	Ⅳ	・職員にとって、公平性、透明性のある機器の購入、整備が行われている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・医療機器の老朽化対応を計画的に行っている事は質の高い診療維持に繋がっている。

(4) 第三者評価機関による評価

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・ISO9001更新審査を不適合なく完了し、内部監査でも不適合0件を維持するとともに、各部署でPDCAによる改善を継続しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・内部監査、外部監査ともに計画通り実施できている。
	Ⅴ	・内部審査体制が構築され適切に機能している、特に3か月ごとの自己評価、改善計画、PDCAサイクル活用が定着、外部審査でも不適合数0が継続している。令和8年度も同様の取り組みが見込まれ評価Ⅴとした。
	Ⅳ	・積極的に改善活動がされており、全部署で質の向上に取り組まれている。今後、院内TQM報告会等の開催も期待する。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・内部監査や外部審査対応のみならず、内部監査員の養成や品質目標の全部署での取り組みは評価できる。

第1-3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・治療前の説明・同意、術前訪問、多職種チームによる検討及び在宅療養支援を継続し、患者の意思を尊重した切れ目のない医療を提供しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・チームによる対応が良くできている。
	Ⅳ	・院内で標準化した同意書の更新・充実が継続的に見込める。
	Ⅳ	・チーム医療が円滑に行われ、患者との接点を多職種で持つようにされている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・全てのメディカルスタッフで情報を共有することが患者サービスの向上に繋がると考えこの評価とする。

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書意見一覧

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

法人	委員	意 見
Ⅲ	Ⅲ	・改善活動は継続しており、未達ながら支障のない水準としてⅢと評価する。
	Ⅲ	・患者満足度は際限のないものであり、不断の努力が必要となるのはやむを得ない。
	Ⅲ	・患者満足度調査結果を踏まえ、ご意見には可能な限り病院全体で真摯に対応する姿勢が見られる。しかしながら、外来満足度が7点で推移している事に満足せず原因と対策を示し入院満足度同様8点、評価Ⅳを目指していただきたい。
	Ⅲ	・患者満足度調査を実施されているため、カテゴリーごとの分析をされると更によいと思う。
	Ⅲ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅲ	・利用者に広くご意見や要望をお尋ねし改善に努めることは、利用者の不安や不満の軽減や防止となり高評価になっている。しかし評価としてはあと2ランク上まで設定があるので更なる利用者満足度が向上することを期待してこの評価とする。

(3) 総合相談窓口業務の充実

法人	委員	意 見
Ⅲ	Ⅲ	・未達ながら支障のない水準としてⅢと評価する。
	Ⅲ	・次回の中期計画の作成では人口減少などを加味した数字の設定が必要か。
	Ⅲ	・今後も相談業務が適正な人員で適切に行われることが見込まれる。相談件数は減少傾向だが、業務の効率化の結果である。
	Ⅲ	・多くの相談に対応されており、相談内容から事前の説明に転換されていることは、相談業務の質の向上にもつながっていると思う。
	Ⅲ	・相談件数の減少は、取り組みが適切であった結果であることを鑑みると、記載の評価で問題ないとする。
	Ⅲ	・地域住民が抱える諸課題を病院各種スタッフで相談業務として取組、その相談の対応が質の向上に繋がっていると事からこの評価とするが、この上のランクがあるので更なる利用者満足度の向上を期待している。

(4) 地域住民への医療情報の提供

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・多方面で努力されている。
	Ⅳ	・町内にとどまらず、地域に広報の場を広げており活動の継続が見込まれる。今後は町と連携し町民公開講座などで各種がん検診の重要性を啓蒙し、声屋モデルと評価されるような、がん検診、特定健診の受診率の向上を期待する。
	Ⅳ	・地域の住民に対する情報発信を適切に実施されている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・病院の医療情報提供を出張講義や病院HP、広報誌と幅広く展開されている事からこの評価とする。

第1-4 法令遵守と情報公開

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・個人情報保護規程及び診療情報に関する規則に基づく適正な情報管理・提供を継続し、カルテ開示にも安定して対応しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・計画通り実施できている。
	Ⅳ	・病院全体で個人情報保護への意識は高く今後も継続した個人情報保護の尊守が見込まれる。新人スタッフを含め全職員へ更新される個人情報保護法に向けた講習会の定期開催が必要。
	Ⅳ	・適切に管理されている。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・個人情報の取り扱いが法を順守し提供されている事からこの評価とする。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

法人	委員	意 見
Ⅳ	Ⅳ	・理事会、週次の運営会議、月次の管理者全体会議を定期開催し、階層横断的な会議体を通じた情報共有とPDCAによる改善も継続しており、目標どおりの達成が見込まれるためⅣと評価する。
	Ⅳ	・計画通り実施できている。
	Ⅳ	・病院運営にすべての職種、年齢層が情報、意思の共有を行い取り組む体制が維持、強化されており、今後も中期計画どおりの実施が見込まれる。
	Ⅳ	・各層の職員が病院運営に携わることができる組織づくりがされており、職員の意見が病院運営に反映できるシステムであると思う。
	Ⅳ	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	Ⅳ	・複数年にわたり定期的かつ計画的な運営会議の開催が効果的な運営管理体制の構築に繋がっている事からこの評価とする。

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書意見一覧

第2-2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

法人	委員	意 見
IV	IV	・働き方改革への対応は目標どおり進んでいるためIVと評価する。
	IV	・公平公正な評価と内部からも聞かされている。
	IV	・人材確保が適正に行われ、今後も適切な労働時間管理が見込まれ評価IVとした。具体的に職種別の時間外労働時間と年休取得日数を示していただければより適切な評価が可能となる。
	IV	・適切に取り組まれている。
	IV	・労働環境の安定に関する取り組みができており、記載の評価とする。
	IV	・新人事制度がR6年度に制定され定着出来ている事が評価できる。

(2) 人事考課制度の適切な運用

法人	委員	意 見
IV	IV	・公平で適切な制度運用は目標どおり進んでいるためIVと評価する。
	IV	・多面的な評価法の採用に努力されており評価したい。
	IV	・モチベーション向上に向け、自己振り返りを促し、改善を応援するよう人事評価が工夫されている。多面評価を踏まえた面談など、今後も公平感のある評価の工夫が見込まれる。
	IV	・人事考課制度が適切に運用されている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・人材育成と頑張った人が報われる人事考課制度は職員の労働意欲の向上に直結することで評価できる。

(3) 予算の弾力化

法人	委員	意 見
IV	IV	・会計制度の弾力的な運用は目標どおり進んでいるためIVと評価する。
	IV	・計画的に運営されている。
	IV	・機器購入に関し、補助金、支援金など効率的に利用し計画的に行われている。ベンチマークなどで適正価格を把握し価格交渉を期待する。
	IV	・適切に管理されている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・補助金活用、病院事業債、過疎債の活用は計画的・効果的な費用対効果に繋がり評価できる。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

法人	委員	意 見
III	III	・未達ながら支障のない水準としてIIIと評価する。
	III	・医師確保はこれからも課題となると思うが努力を継続されていることは評価したい。
	III	・医師確保に努力され令和8年度は増員の見込みも、年度計画21人には未達。しかしながら非常勤医師の確保で診療に支障ない体制維持は見込まれる。パラメディカル採用は適正に行われている。看護師は不足気味ではあるが離職者の少ない職場環境の継続が見込まれる。
	III	・採用については柔軟に対応されており、必要人員の充足に努力されている。
	III	・不足の状態ではあるが、期間において継続的な取り組みを行っており、記載の評価とする。
	III	・職員教育の予算配分や職員教育は安全な医療を提供する効果的となっている。しかし通常の・臨時的な双方の場面においてマンパワーが不足することから、課題が継続的に残っていると思いこの評価とする。

(5) 研修制度の推進

法人	委員	意 見
IV	IV	・目標どおりの達成が見込まれるためIVと評価する。
	IV	・動画での研修は今の時代にマッチしており、引き続き負担のない研修の継続を期待する。
	IV	・今後も引き続き職員研修、学会・研究会発表も積極的に行われ、適切な情報発信が見込まれる。年度計画にある認定看護師や特定行為等資格取得など、さらに良質な医療を継続するため、病院全体のバックアップ体制整備が必要となる。
	IV	・eラーニングなど、病院が学習する環境の提供がされている。
	IV	・取り組みに問題はないと考え、記載の評価とする。
	IV	・令和元年より7年が経過し、新入り研修の内容が充実してきた。その他各種の研修等を効果的に進めている事からこの評価とする。

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書意見一覧

第3 財政内容の改善に関する事項

1 接続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

法人	委員	意 見
IV	IV	・健全経営の維持は目標どおりとしてIVと評価する。
	IV	・黒字化の継続は特筆すべき。
	V	・増患による医業収益の増加に加え適正な補助金繰り入れにより、経常費用の増加をカバーし、黒字経営を維持、健全な経営が継続している。今後、診療報酬改定による増収も見込まれ評価Vとした。
	IV	・適切に運営されている。
	IV	・経営に係る努力を行っており、また、投資運用も行う等の取組も行っていることから記載の評価とする。
	V	・累積欠損金比率では指標一覧表の中で▲見込みとなっている事を考慮するとV評価で良いのでは。

(2) 収入の確保

法人	委員	意 見
IV	IV	・計画を上回る達成状況が見込まれるためIVと評価する。
	IV	・収入確保で多方面で努力されていることが理解できる。
	IV	・入院・外来共に地域の医療ニーズに対応した医療サービスの提供が見込まれる。病床利用率が上がり、基幹病院等からの受け入れ不能例の増加が危惧される。訪問看護等の充実で退院促進し、年度計画に近い在院日数での空床確保、ベッドコントロールを期待する。
	IV	・適切に対応され、収入の確保ができています。
	IV	・継続的な取り組みにより増収を果たし、問題はないと考える。
	V	・地域ニーズに合わせ医療サービスの提供を行い、入院収益の向上・外来収益の向上での収益の確保やきめ細かな未収金を発生させない仕組み、未収金が発生した場合の対処など評価が出来る。

(3) 支出の節減

法人	委員	意 見
IV	IV	・総合的に目標どおりとしてIVと評価する。
	IV	・国の賃上げ政策との整合性を図りながら病院独自のカラーを出して努力して欲しい。
	IV	・入外患者さんは増加しており、職員増員とそれに伴う人件費率の増加は致し方ないところ、今後も適正な採用が見込まれる。医療DXの推進による職員採用の効率化を期待する。ジェネリック品目採用率も年々上昇し、地域支援医薬品対応体制加算1が算定できる90%も可能と思われる。
	IV	・病院経営の視点から経費削減に取り組まれ、また、職員の配置についても効果的な採用に取り組まれている。
	IV	・費用の節減・合理化への取組は適切に行われていると考えられるため、記載の評価とする。
	IV	・最小の費用で効果的な結果が出るように医療品・診療材料の一品目ごとの交渉は適切な在庫管理に繋がっている。高額医療機器に至っては各部門から計画書提出後、購入検討委員会を経て将来の費用削減を採用している事は評価できる。

8 芦住保第 816 号

令和 8 年 8 月 6 日

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会委員長 様

芦屋町長 貝 掛 俊 之



地方独立行政法人芦屋中央病院第 3 期中期目標の期間の終了時の検討について
(意見の聴取)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 2 項の規定により、下記の
事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

(1) 地方独立行政法人芦屋中央病院第 3 期中期目標の期間の終了時の検討について

8 芦住保第 872 号

令和 8 年 8 月 6 日

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会委員長 様

芦屋町長 貝 掛 俊 之



地方独立行政法人芦屋中央病院第 4 期中期目標について（意見の聴取）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 3 項の規定により、下記の
事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

（1）地方独立行政法人芦屋中央病院第 4 期中期目標について

地方独立行政法人芦屋中央病院
第 4 期中期目標
(素案)

令和 8 年 月
芦屋町 住民課保険年金係

地方独立行政法人芦屋中央病院 第4期中期目標

目 次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

- (1) 地域医療への貢献
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域医療連携の強化
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害及び新興感染症に対する医療協力
- (6) 予防医療の強化
- (7) 地域包括ケアシステムへの貢献

2 医療の質の向上

- (1) 医療安全の徹底
- (2) 医療従事者の確保
- (3) 計画的な医療機器などの整備
- (4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 患者快適性及び職員の接遇の向上
- (3) 総合相談窓口業務の充実
- (4) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

- (1) 働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用
- (2) 医療 DX の推進
- (3) 予算の弾力化
- (4) 計画的かつ適切な職員配置
- (5) 研修制度の推進

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の整備

2 国民健康保険診療施設の役割

前文

芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成 27 年 4 月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成 30 年 3 月の新築移転により診療機能・環境を充実させ、現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療などを提供し、地域の発展に貢献してきた。

第 2 期中期目標の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院はワクチン接種、発熱外来窓口の開設及び感染患者の入院受け入れなど自治体病院としての使命を果たした。

第 3 期中期目標の期間中においては、全国的な医療経営環境が厳しさを増し、自治体病院の 8 割以上が赤字となるなど、厳しい状況が続いていた。病院はこのような困難な状況の中でも、良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続し、黒字経営を維持している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数も増加している。その結果として、健全な経営を維持している自治体病院を表彰する「自治体立優良病院表彰」を受賞するなど大きな成果を上げている。しかし、地域人口の減少や少子化の影響もあり、引き続き病院運営の継続性を確保するための経営努力が必要である。

地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は、地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を構築していることは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。

第 4 期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後 12 年及び新築移転後 9 年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、より一層かかわっていくことを重点目標として求める。

以上を踏まえ、ここに病院が達成すべき業務運営に関する第 4 期中期目標を次のとおり定める。

第 1 中期目標の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、福岡県の策定する医療計画や地域医療構想などを踏まえ、保有する 137 病床を活用し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。

(2) 在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。

病院が有する訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の強化

近隣の大学病院などの基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設などとの連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を維持すること。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症などにより公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生するおそれがある場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院、医師会などの関係機関と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。また、平時から関係機関との連携体制の確保、訓練及び必要な備えに努めること。

(6) 予防医療の強化

芦屋町と連携して、がん検診、特定健診などの住民健診を実施するとともに、企業健診及び予防接種などの実施体制を充実させ、疾病の早期発見及び予防に努めること。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

地域の医療・介護・福祉施設などの関係機関との連携を図り、芦屋町地域包括支援センターと協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを推進するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業を支援すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(2) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、看護職員及びコメディカル職員についても人材確保を図り、併せて職場環境の整備や教育体制の充実を図ること。

(3) 計画的な医療機器などの整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器などを計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

外来では待ち時間の短縮など、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。

職員一人一人が接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。

(3) 総合相談窓口業務の充実

地域住民が抱える課題について、医療・保健・介護・福祉施設などの関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌・ホームページでの情報提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

理事会などの意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用

国の推進する働き方改革に適切に対応するとともに、貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。

(2) 医療 DX の推進

電子カルテなどの情報システムの適切な運用をはじめとする医療 DX を積極的に推進し、患者サービスの向上、医療の質の向上及び業務の効率化を図ること。また、情報セキュリティ対策を適切に講じ、診療情報などの安全な管理に努めること。

(3) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、予算科目間及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用し、中期目標及び中期計画に基づき、迅速で効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を育成し、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実などにより、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(5) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的かつ効果的な業務運営を行うことにより、健全経営を維持すること。

(2) 収入の確保

137 病床を活用し、診療報酬の改定及び法改正などに的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止及び回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供、効果的な病床管理による病床利用率の向上、外来患者及び在宅医療利用者の増加により、収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品費及び診療材料費並びに医療機器などの購入方法の見直し、複数年契約の活用などにより、効率的かつ効果的な事業運営に努め、引き続き経費の節減に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の整備

事業継続に必要な施設整備を計画的に推進し、安全かつ安定した施設の維持・向上に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

地方独立行政法人芦屋中央病院
第~~3~~4 期中期目標
(素案)

令和~~4~~8 年 月
芦屋町~~役場~~住民課保険年金係

地方独立行政法人芦屋中央病院 第~~3~~4期中期目標

目 次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

- (1) 地域医療への貢献
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域医療連携の強化
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害及び新興感染症に対する医療協力
- (6) 予防医療の強化
- (7) 地域包括ケアシステムへの貢献

2 医療の質の向上

- (1) 医療安全の徹底
- (2) 医療従事者の確保
- (3) 計画的な医療機器等などの整備
- (4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 患者快適性及び職員の接遇の向上
- (3) 総合相談窓口業務の充実
- (4) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

- (1) 働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用
- (2) ~~人事考課制度の適切な運用~~医療 DX の推進
- (3) 予算の弾力化
- (4) 計画的かつ適切な職員配置
- (5) 研修制度の推進

第4 財政~~務~~内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の~~維持~~整備

2 国民健康保険診療施設の役割

前文

芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成~~2~~~~7~~~~27~~年4月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成~~3~~~~0~~~~30~~年3月の新築移転により診療機能・環境を充実~~してさせ~~、現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療~~等~~~~など~~を提供し、地域の発展に貢献してきた。

~~平成31年度から令和4年度までの第2期中期目標の期間中において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院は、日本での流行当初から感染症対策として発熱外来窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に対応する協力医療機関として病床の確保と疑似症・感染患者の入院を受け入れた。さらに、町のワクチン接種事業への多大な貢献など公立病院としての使命を果たした。~~

第2期中期目標の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院はワクチン接種、発熱外来窓口の開設及び感染患者の入院受け入れなど自治体病院としての使命を果たした。

第3期中期目標の期間中においては、全国的な医療経営環境が厳しさを増し、自治体病院の8割以上が赤字となるなど、厳しい状況が続いていた。病院はこのような困難な状況の中でも、~~病院は~~良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続し、~~黒字経営を維持~~している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を~~活~~~~生~~かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数~~及び~~~~医業収益が増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、人件費などの固定費の増加もあり、なお経営の健全化に向けた努力が必要である。~~も増加している。その結果として、健全な経営を維持している自治体病院を表彰する「自治体立優良病院表彰」を受賞するなど大きな成果を上げている。しかし、地域人口の減少や少子化の影響もあり、引き続き病院運営の継続性を確保するための経営努力が必要である。

地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は、地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を~~整えた構築~~~~している~~ことは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。

第~~3~~-4 期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後~~8~~-12 年及び新築移転後~~5~~-9 年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、~~「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町あしや」の実現のため~~ように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に~~地域の中核病院として貢献する~~を実現するため、より一層かかわっていくことを重点目標として求める。

以上を踏まえ、ここに~~地方独立行政法人芦屋中央~~病院が達成すべき業務運営に関する第~~3~~-4 期中期目標を次のとおり定める。

第 1 中期目標の期間

令和~~5~~9年4月1日から令和~~9~~13年3月~~3~~1日までの4年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、福岡県の策定する医療計画や地域医療構想~~等~~などを踏まえ、保有する~~137~~137病床を~~堅持活用~~し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。

(2) 在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。

病院が~~保有している~~有する訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所~~及び~~、訪問リハビリテーション~~、及び~~通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の強化

近隣の大学病院~~等~~などの基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設~~等~~などの連携を深め、地域で一体的~~、かつ、~~切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速~~、かつ、~~適切な対応がとれる救急医療体制を~~充実させ維持す~~ること。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症~~等~~などにより公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生~~しようとして~~している~~する~~おそれがある場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院~~及び~~、医師会~~等と連携して~~などの関係機関と連携して迅速~~、かつ、~~適正な対応を取ること。また、平時から関係機関との連携体制の確保、訓練及び必要な備えに努めること。

(6) 予防医療の強化

~~芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制を充実させること。~~

~~企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努めること。~~

~~予防接種等を継続して実施すること。~~

芦屋町と連携して、がん検診、特定健診などの住民健診を実施するとともに、企業健診及び予防接種などの実施体制を充実させ、疾病の早期発見及び予防に努めること。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

~~地域包括支援センター及び~~地域の医療・介護・福祉施設等などの関係機関との連携を図り、~~芦屋町地域包括支援センターと~~協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを支援推進するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力を支援すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。~~(改行なし)~~ また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(2) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、~~医師、看護職員及びコメディカル職員についても~~人材確保を図り、併せて職場環境の整備や教育体制の充実を図り、~~人材確保及び育成に取り組む~~こと。

(3) 計画的な医療機器等などの整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器等などを計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

外来では待ち時間の短縮等など、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。

職員一人ひとり一人が接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。

(3) 総合相談窓口業務の充実

地域住民が抱える問題を課題について、医療・保健・介護・福祉施設等などの関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌や・ホームページ

での情報提供~~等~~など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）~~等~~などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

理事会~~等~~などの意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的~~かつ~~効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応~~及び人事考課制度の適切な運用~~

国の推進する働き方改革に適切に対応する~~こと~~とともに、貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。

(2) ~~人事考課制度の適切な運用~~医療 DX の推進

~~貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。~~

電子カルテなどの情報システムの適切な運用をはじめとする医療 DX を積極的に推進し、患者サービスの向上、医療の質の向上及び業務の効率化を図ること。また、情報セキュリティ対策を適切に講じ、診療情報などの安全な管理に努めること。

(3) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、~~中期目標及び中期計画の枠の中で、~~予算科目~~間~~と~~及び~~年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した~~予算執行により、~~中期目標及び中期計画に基づき、迅速で効率的~~かつ~~効果的~~かつ~~迅速な事業運営に努めること。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員~~の~~を育成~~を行い~~し、計画的~~かつ~~適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等などにより、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(5) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財政業務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的かつ効果的な業務運営を行うことにより、健全経営を維持し継続すること。

(2) 収入の確保

137 病床を堅持活用し、診療報酬の改定及び法改正等などに的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策及び回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び、効果的な病床管理による病床利用率の向上及び、外来患者の増加、また、及び在宅医療の利用者の増加により、収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品費及び診療材料費並びに医療機器等などの購入方法の見直しや、複数年契約などの活用などにより、効率的かつ効果的な事業運営に努め、引き続き費用経費の節減合理化に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持整備

施設維持事業継続に必要な施設整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設運用に推進し、安全かつ安定した施設運用の維持・向上に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

令和 7 事業年度における業務実績報告書

※第 1 回評価委員会からの修正箇所抜粋

令和 8 年 6 月

地方独立行政法人 芦屋中央病院

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(2) 在宅医療の推進【重点項目】

中期目標	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。 病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		(R6)	評価の理由
		評価の判断理由（実施状況等）	R7		
芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。 患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供	芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。 患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供に努める。	地域包括ケアシステムの中核を担う病院としての役割を果たすため、必要な施設基準を満たし、在宅療養支援病院として在宅医療における総合的なサービス提供機能を維持した。また、引き続き在宅医療の充実・強化に努めた。 訪問診療では件数が285 229 件（前年度 205 件）と計画を74 18 件上回った。前年度から増加した要因としては常勤医師が増加したため、令和5年度の水準まで訪問診療の受入ができたためである。 訪問看護ステーションでは訪問看護件数は4,115 件（前年度 3,579 件）と前年度と比較して536 件増加したが、計画を243 件下回った。また、件数は計上されないが、訪問診療との連携としてグループホームへの定期訪問看護委託業務を実施している。令和7年度に訪問看護師を1名補充できたこと	Ⅲ Ⅲ	Ⅲ Ⅲ	計画指標の達成においては、訪問診療件数、訪問リハビリ件数、通所リハビリ件数、退院支援カンファレンス件数が計画を上回ったものの、訪問看護利用件数は計画を下回っている。 しかし、中期目標を念頭に、地域包括ケアシステムの中心的な役割及び在宅療養支援病院として在宅医療における総合的なサービス提供機能は維持したと考えている。 よって、在宅医療における総合的なサービス提供機能は概ね計画を達成したと考え、前年同様評価を「Ⅲ」とした。

に努める。 なお、指標「訪問診療件数」「訪問看護件数」については、令和3年度訪問診療件数が185件、訪問看護件数が4,230件である。現在医師・看護師ともに人材確保に努めているが、現状では人材確保が難しい状況であり、現状の人員で達成できる目標を設定している。また、「訪問リハビリテーション件数」「通所リハビリテーション件数」についても同様であり、今後は地域包括ケアシステムにおける需要の把握を進め、適正な人員の確保に努める。なお、「退院支援カンファレンス開催数」については、若年層の入院割合が30%を超える勢いであり、入退院支援加算における退院困難要因が無く、当該カンファレンスによる介入をしない患者が増えることが見込まれるため目標数値は令和3年度と同等の4,600件とした。		で、件数は大きく増加したが、目標を達成するには更に追加人員の採用が必要であると考ええる。 訪問リハビリテーションについては利用件数が5,146 4,543件（前年度1,812件）となり、計画を3,000 2,397件上回った。要因としては住宅型施設の利用者が増加したことが考えられる。 通所リハビリテーションについては利用回数が10,545件（前年度10,422件）と計画を717件上回った。要因としては外来リハビリからの移行と利用休止になっている利用者の管理を徹底したことが考えられる。 地域医療連携室では退院支援カンファレンスについては5,384回（前年度4,769回）と計画を784回上回った。要因としては入院患者数の増と退院支援が必要な患者の拾い上げを徹底したことが考えられる。 今後、在宅部門については特に内部での連携強化や人材不足への対応に加え、地域での意識啓発に努めるなど、在宅療養支援病院として、在宅サービスのさらなる充実に向けた整備を進める。			
--	--	---	--	--	--

指 標	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 計画	令和7年度 実績	計画との比較			
訪問診療件数	269 件	205 件	211 件	285 229 件	+74 +18 件			
訪問看護件数	3,378 件	3,579 件	4,358 件	4,115 件	▲243 件			
訪問リハビリテーション件数	1,700 件	1,812 件	2,146 件	5,146 4,543 件	+3,000 +2,397 件			
通所リハビリテーション件数	10,331 件	10,422 件	9,828 件	10,545 件	+717 件			
退院支援カンファレンス開催数	4,790 回	4,769 回	4,600 回	5,384 回	+784 回			

第3期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書

(令和5年度～令和8年度)

※第1回評価委員会からの修正箇所抜粋

令和8年6月

地方独立行政法人 芦屋中央病院

2. 全体的な状況

1. 法人の総括と課題

町立芦屋中央病院は昭和51年に開院し、平成27年4月1日の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人芦屋中央病院として運営を行ってきた。第1期中期目標期間は平成27年度から平成30年度まで、第2期中期目標期間は令和元年度から令和4年度まで、第3期中期目標期間は令和5年度から令和8年度までとなっている。新病院へは平成30年3月に新築移転し、現在第3期中期目標期間最終年度である令和8年度の運営を実施している。

外来機能については、当院への受診患者は平成30年3月の新築移転以来、その数を増しており、1年間に当院を受診した実外来患者数は、平成30年度は6,278人であったが、令和7年度は12,172人と93.9%増加した。この患者増により、待合時の混雑がみられる診療科もあり、その対応策として、午後診療の総合内科外来を活用することで午前中の外来患者の分散を図っている。また、整形外科においては、一般整形外科やスポーツ外傷・障害専門外来に加え、肩関節専門外来を実施している。

入院機能については、令和元年9月に厚生労働省の「地域医療構想に関するワーキンググループ」で再編統合を求める424病院の公立・公的病院が公表され、芦屋中央病院も対象となり今後の在り方を再検証することが求められた。しかし、令和3年10月の地域医療構想調整会議において、病床機能の適正化に努めてきた当院の主張が認められ、137床の維持が承認された。病床の内訳は地域包括ケア病床108床・医療療養病床14床・緩和ケア病床15床であり、急性期病床・回復期病床・慢性期病床の病床機能を有している。病床利用率（稼働率）は平成30年度が82.9%であったが、令和7年度は89.2%になっており、6.3ポイント上昇している。

また、国が推進する地域医療構想で重視されている在宅医療については、令和2年5月には在宅療養支援病院の施設基準を取得し、地域医療連携室、在宅支援室（居宅支援事業所・訪問看護ステーション）、在宅リハビリテーション室（訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション）の3部門の連携により強化を進めてきた。令和7年度の訪問看護件数は4,115件となっており、平成30年度の3,463件に比べ18.8%の伸びを示している。訪問診療については令和7年度件数が~~285~~229件となっており、在宅療養支援病院としては十分とは言えず、今後さらなる利用者増加に努める。

予防医療については、町民の健康維持・増進のため、町と連携・協力して、特定健診及び胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施している。さらに企業健診の拡大に取組、令和7年度は2,509件であり、計画を大幅に上回った。令和8年度も引き続き拡大に努める。

新型コロナウイルス感染症対策については、前期から引き続き、発熱外来の実施や入院の受け入れを行っていたが、令和7年5月に発熱外来を終了し、一般外来の中での対応とした。また、入院の感染対策では、ICT会議を活用し、院内・近隣地域の状況に応じて入院患者に対する面会制限などの基準を柔軟に変化させる対策を実施した。

経常収支については、令和5年度は約1億9千4百万円の経常利益を計上し、令和6年度には約9千1百万円まで減少したものの、令和7年度は約1億8百万円となり、引き続き黒字を維持している。経常収益については、令和5年度は約33億7千9百万円であったが、令和7年度は約35億7百万円と年々上昇している。経常費用は令和5年度が約31億8千5百万円、令和7年度は約33億9千9百万円となっている。医業収支については、令和5年度は約3千9百万円の利益であったが令和7年度は約1億3千8百万円の損失となり、収支が悪化した。医業収益については、令和5年度は約30億3千6百万円であったが令和7年度は約30億5千2百万円と約1千6百万円上回っている。医業費用については、固定費である給与費が令和5年度は約19億6千2百万円であったが、令和7年度は約20億8千2百万円となった。給与費は約1億2千万円増加したが、その要因の多くはタスクシフトのために職員を増員したこと、国の方針であるベースアップに対応したことによる。令和8年度も引き続き収入の確保及び適切な人員配置に取組みつつ、業務効率化により支出の節減に努める。

住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 在宅医療の推進【重点項目】

中期目標	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。 病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。
------	--

中期計画	法人の自己評価			
	評価の判断理由（実施状況等）	第3期	(第2期)	評価の理由
芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。 患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供に努める。 なお、指標「訪問診療件数」「訪問看護件数」については、令和3年度訪問診療件数が185件、訪問看護件数が4,230件である。現在医師・看護師ともに人材確保に	地域包括ケアシステムの中核を担う病院としての役割を果たすため、必要な施設基準を満たし、在宅療養支援病院として在宅医療における総合的なサービス提供機能を維持した。また、引き続き在宅医療の充実・強化に努めた。 訪問診療では中期計画最終年度である令和8年度の計画が220件のところ、令和7年度の件数が285 229件と計画を65 9件上回った。引き続き、在宅療養支援病院としての役割を深めるよう努めている。 訪問看護ステーションでは訪問看護件数は令和8年度の計画が4,400件のところ、令和7年度の件数が4,115件と計画を285件下回った。令和8年度は増員を図り、目標を達成するよう引き続き利用者・利用回数の増加に努める。 訪問リハビリテーションでは利用件数は令和8年度の計画が2,200件のところ、令和7年度の件数が5,146 4,543件となり、計画を2,946 2,343件上回った。引き続き利用者・利用回数の増加に努めるとともに質の向上を図る。 通所リハビリテーションでは利用回数が令和8年度の計画が10,000件のところ、令和7年度の件数が10,545件と計画を545件上回った。引き続き利用者・利用回数の増加に努めるととも	IV IV	(Ⅲ) (Ⅲ)	第3期中期目標期間の開始年度である令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響も収まり、全ての在宅部門で実績を伸ばしている。しかし、訪問看護については令和7年度において目標を達成しておらず、令和8年度において増員により、実績の増加を見込むことで計画を達成できると考えている。 在宅医療及び介護に係る実績は計画を上回る見込みであるため評価を「IV」とした。

努めているが、現状では人材確保が難しい状況であり、現状の人員で達成できる目標を設定している。また、「訪問リハビリテーション件数」「通所リハビリテーション件数」についても同様であり、今後は地域包括ケアシステムにおける需要の把握を進め、適正な人員の確保に努める。なお、「退院支援カンファレンス開催数」については、若年層の入院割合が 30%を超える勢いであり、入退院支援加算における退院困難要因が無く、当該カンファレンスによる介入をしない患者が増えることが見込まれるため目標数値は令和 3 年度と同等の 4,600 件とした。	に質の向上を図る。 地域医療連携室では退院支援カンファレンスでは令和 8 年度の計画が 4,600 件のところ、令和 7 年度の 5,384 回と計画を 784 回上回った。これにより、充実した在宅サービスの提供に必要な、患者や関係職種との情報共有に貢献していると考えている。 今後、在宅部門については組織を「地域包括ケアセンター」として統合することで、特に内部での連携強化や人材不足への対応に加え、地域での意識啓発に努めるなど、在宅療養支援病院として、在宅サービスのさらなる充実に向けた整備を進める。			
--	---	--	--	--

指 標	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	令和 8 年度 見込	令和 8 年度 計画	計画との比較
訪問診療件数	269 件	205 件	285 229 件	285 229 件	220 件	+65 +9 件
訪問看護件数	3,378 件	3,579 件	4,115 件	4,400 件	4,400 件	±0 件
訪問リハビリテーション件数	1,700 件	1,812 件	5,146 4,543 件	5,146 4,543 件	2,200 件	+2,946 +2,343 件
通所リハビリテーション件数	10,331 件	10,422 件	10,545 件	10,545 件	10,000 件	+545 件
退院支援カンファレンス開催数	4,790 回	4,769 回	5,384 回	5,384 回	4,600 回	+784 回

地方独立行政法人芦屋中央病院第4期中期目標（素案）意見様式

氏名：

	第3期 中期目標	第4期 中期目標（素案）
前 文	芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成27年4月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成30年3月の新築移転により診療機能・環境を充実して現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療等を提供し地域の発展に貢献してきた。 平成31年度から令和4年度までの第2期中期目標の期間中において、<u>新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院は、日本での流行当初から感染症対策として発熱外来窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に対応する協力医療機関として病床の確保と疑似症・感染患者の入院を受け入れた。さらに、町のワクチン接種事業への多大な貢献など公立病院としての使命を果たした。</u> このような困難な状況の中でも、病院は良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を活かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数及び医業収益が増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、人件費などの固定費の増加もあり、なお経営の健全化に向けた努力が必要である。 地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を整えたことは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。 第3期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後8年及び新築移転後5年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、<u>地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献すること</u>を重点目標として求める。 ここに地方独立行政法人芦屋中央病院が達成すべき業務運営に関する第3期中期目標を次のとおり定める。	芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成27年4月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成30年3月の新築移転により診療機能・環境を充実させ、現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療などを提供し、地域の発展に貢献してきた。 <u>第2期中期目標の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院はワクチン接種、発熱外来窓口の開設及び感染患者の入院受け入れなど自治体病院としての使命を果たした。</u> <u>第3期中期目標の期間中においては、全国的な医療経営環境が厳しさを増し、自治体病院の8割以上が赤字となるなど、厳しい状況が続いていた。病院はこのような困難な状況の中でも、良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続し、黒字経営を維持している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数も増加している。その結果として、健全な経営を維持している自治体病院を表彰する「自治体立優良病院表彰」を受賞するなど大きな成果を上げている。しかし、地域人口の減少や少子化の影響もあり、引き続き病院運営の継続性を確保するための経営努力が必要である。</u> 地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は、地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を構築していることは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。 第4期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後12年及び新築移転後9年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、<u>いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、より一層かかわっていくこと</u>を重点目標として求める。 <u>以上を踏まえ、ここに病院が達成すべき業務運営に関する第4期中期目標を次のとおり定める。</u>
意見記載欄		

第1 中期目標の期間

	令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。	令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とする。
意見記載欄		

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献	芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、 <u>県</u> の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137病床を <u>堅持</u> し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。	芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、 <u>福岡県</u> の策定する医療計画や地域医療構想などを踏まえ、保有する137病床を <u>活用</u> し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。
意見記載欄		
(2) 在宅医療の推進	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。 病院が <u>保有している</u> 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。 病院が <u>有する</u> 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。
意見記載欄		
(3) 地域医療連携の強化	近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、かつ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。	近隣の大学病院などの基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設などとの連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。
意見記載欄		
(4) 救急医療への取組	芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を <u>充実させる</u> こと。	芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を <u>維持する</u> こと。
意見記載欄		